個人住民稅

特別徴収の事務手引き



富山県

富山県内全市町村(令和7年10月改訂)

1	個人住民税とは・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	特別徴収とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 特別徴収と普通徴収・・・・・・・・・・・・	1
	(2) 特別徴収義務者の指定・・・・・・・・・・・	1
3	特別徴収の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1) 給与支払報告書の提出・・・・・・・・・・・	3
	(2) 特別徴収税額決定通知書等の送付・・・・・・・	7
	(3) 納期と納入方法・・・・・・・・・・・・・・	7
	(4) 税額の変更通知・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(5) eLTAXホームページからの電子納税について・・・	8
	★ 納期の特例((3)納期と納入方法 別記)・・・・・・	9
4	随時の手続き(納税義務者に異動があった場合の手続き等)	10
	(1) 退職者・休職者の徴収方法・・・・・・・・・・	10
	(2) 給与所得者異動届出書の提出・・・・・・・・・	10
	(3) 事業者(給与支払者)の所在地などが変更になった場合	11
	(4) 特別徴収への切替申請について・・・・・・・・	11
	(5) 退職所得に係る個人住民税の特別徴収・・・・・・	12
5	個人住民税の特別徴収に関するQ&A・・・・・・・	14
6	問合せ先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18

1 個人住民税とは

県や市町村などの地方公共団体は、住民の皆様が豊かで健康な暮らしができるよう、福祉・保健・ 教育・消防・ごみ・公園・道路等日々の生活の広い範囲にわたり様々な仕事をしています。

個人住民税は、こうした日常生活に身近な関わりを持つ仕事のための費用を住民がその能力に応じて分担し合うという性格の税金で、いわば住民として暮らしていくために負担しなければならない会費のようなものとも言えます。

この個人住民税は、県民税分と市町村民税分を一括して市町村が課税し徴収しています。

2 特別徴収とは

(1) 特別徴収と普通徴収

個人住民税の特別徴収とは、特別徴収義務者(事業者)が、従業員等に毎月支払う給与から 個人住民税を引き去り(天引き)し、従業員に代わり市町村に納入する制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業者は、従業員の個人住民税についても給与から引き去りして納入すること(特別徴収)が法律等で義務付けられています。

それに対し、普通徴収とは、主として事業所得がある方が市町村から送付された納税通知書で金融機関を通じて市町村へ年4回に分けて納付する制度です。

なお、給与所得者の方は、5ページに記載されている<u>「普通徴収切替理由」に該当する場合のみ、</u> 普通徴収に切替可能です。それ以外は、全て特別徴収になります。

(2) 特別徴収義務者の指定

地方税法第 41 条、第 321 条の 4 及び第 328 条の 5 第 1 項の規定により、所得税の源泉徴収 義務がある事業者は、市町村から特別徴収義務者に指定されます。

(給与から住民税額が引ききれない又は給料日の間隔が一月を超えるなどの特別な理由がない限り、 普通徴収は認められません。)

3 特別徴収の流れ

《富山県内市町村の特別徴収事務の流れ》

特別徴収は、事業者(給与支払者)から市町村に提出される給与支払報告書に基づき、市町村で税額を計算し、決定します。事業者(給与支払者)は市町村からの税額決定通知に基づき、従業員(給与所得者)に支払う給与から税額を引き去りしてください。



※1 マイナンバー制度 (社会保障・税番号制度) の施行に伴い、平成29年度 (平成28年分) から、給与支払報告書 (総括表・個人別明細書) に「個人番号・法人番号」の記載が必要となっています。

① 給与支払報告書の提出 (1月31日まで)	事業者					
②税額の計算・決定	各市町村					
③ 事業者への税額の通知 (5月31日まで)	事業者 各市町村 ⇒ (給与支払者)					
④従業員への税額の通知	事業者					
[税額決定通知書の配布]	⇒ (給与支払者) (給与所得者)					
⑤税額の徴収						
(6月から翌年5月までの毎月の給与支	事業者					
払日に特別徴収税額を従業員の給与か	(給与支払者)					
ら引き去り						
⑥税額の納入	車 学 孝					
給与支払日の翌月 10 日までに、引き去	事業者					
りした税額を市町村に納入	(給与支払者) 					

(1) 給与支払報告書の提出

事業者(給与支払者)は、毎年1月31日までに従業員(給与所得者)が1月1日時点の所在地の市町村(住民税担当課)に給与支払報告書総括表、給与支払報告書個人別明細書及び普通徴収切替理由書(普通徴収となる従業員がいる場合)を提出します。

普通徴収に該当する方がいる場合には、その従業員の給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に普通徴収に該当する理由の符号(普A~普E)を記入してください。

なお、年の途中で退職した方についても提出してください。

● 給与支払報告書(総括表)の記載例

指定番号

<u></u> 令和 X年 1月	29日提出		
給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで		
給与支払者の個人 番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7	8 9 0 1 2	3
フ リ ガ ナ	トヤマカブシキガイシャ	事業種目	機械製作
給 与 支 払 者 の 氏 名 又 は 名 称	とやま株式会社	要 未 僅 日 一	
所得税の源泉徴収		総 人 員	55 人
をしている事務所 又は事業の名称	とやま株式会社	特別徴収対象者	50 人
フ リ ガ ナ	トヤマシ〇〇マチ1	普通徴収対象者	2 人
	T000-AAAA	告 (退職者)	2 八
同上の所在地	富山市〇〇町 1	人 普通徴収対象者 (退職者を除く)	3 人
給 与 支 払 者 が 法人である場合	立山 一郎	報告人員の合計	55 人
の代表者の氏名	総務 課 総務 係	所 属 税 務 署 名	富山 税務署
理 桁 有 の 氏 名 、 所 属 課 、 係 名 及 び 電 話 番 号	氏名 立山 次郎 (電話 123-456-7890)	給与の支払方法 及 び そ の 期 日	毎月 25 日
関与税理士等の氏 名 及 び 電話 番 号	氏名 富山 三郎 (電話 098-765-4321)	納入書の送付	必要・不要

給与支払報告書(総括表)

※ 市町村によって、様式が一部異なります。

十七 号 様 式 用 紙 日 本 産 規 格 Α 5 第 +関 係

■ eLTAX (エルタックス/電子申告)、光ディスク等で給与支払報告書を提出する場合

5ページの「普通徴収切替理由」に該当する場合は、「普通徴収切替理由書」の添付は不要ですが、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に符号「普A~普E」を必ず入力してください。

給与支払報告書 - 給与所得の源泉徴収票 統一様式
作成区分 地方税・国税 ~
地方稅提出先
※ 種別 ※ 整理番号 ※
整理番号1 本支店等区分番号 指定番号
E-TEST TO TEST
住
支払 所 又
支払 で受けれる a 当 高山県富山市新総曲輪 1 - 7 を受けれる (冷職名) た (フリガナ) ノウゼイタロウ
種別 支払金額 給与所得控除後の金額 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額 内 円 円 一 円 <td< td=""></td<>
(源泉)控除対象配偶者
の有無等 配偶者(特別) (配偶者を除く。) 老人 特定 老人 その他 必ず符号「普 A~普 E」の をの数
○ 配偶者有 円 人 従人 内 人 従人 いずれかを入力してください
○ 従-配債者有 ○ 従-配債者無
社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅 金等特別控除の額
A A A
(摘要)
生命保険料 新生命保険料 の金額 において 日 による保険料 の金額 において (給与支払報告書個人別明細書画面 eLTAX WEB サイトより)

● 普通徴収切替理由書の標準的な様式例

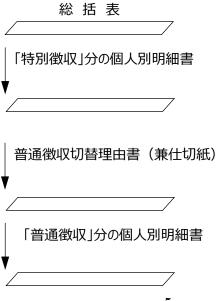
普通徴収切替理由書(兼仕切紙)

市町村名	指定番号	
事業者名		

符号	普通徵収切替理由	人 数
普A	給与等の支払が常時二人以下の家事使用人のみに対してしかな い	Д
普B	他の事業所で、特別徴収を行っている	人
普C	給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない	人
普D	給与の支払が不定期	人
普E	退職又は退職予定	人
	合 計	人

- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を必ず 記入してください。
- この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。
- ※ 市町村によって、様式が一部異なります。

《給与支払報告書の綴り方(提出方法)》…【普通徴収を含む場合】



● 給与支払報告書(個人別明細書)の記載例

*				\longrightarrow	※種	別		※整 理	_ •	*			
Щ		$\perp\!\!\perp\!\!\perp\!\!\perp\!\!\perp$	ШШ	ШШ		1/	≖ 40 + π Γ		0.0	7.05.4			
	※区分					_	受給者番号)		37654	10		
支 払	(A)					- 1	個人番号)		100000)()		
た四け	併 ○○ 計	5○○町1	-2-3			Ľ	役職名) 主						
							氏 (フ!	Jガナ) トミ ⁻	ヤマタロウ	1 -4			
							名		富山	太郎			
種	重 別	支	払 金 額	給		控除後のst を控除後)	額	所得控除の額	質の合計額	源泉復	數収税	額	
44	VIOL 244 L	内		円	(MATE	EII/MX/	円		円卢	^l			
布	斜•賞与		6,847,5	500		5,062	,750		4,669,846				
源泉)控	除対象配偶者	配偶者(特別	원J)			象扶養親加			16歳未満	障害者の数 (本人を除く。		非居	
の有無	無等 老人	控除の額	特	定	老	人	その他	特親	扶養親族 の数		その他	親族	あっ
有	従有		円人	従人	人	従人	人 従人	人(従	Д	内 人),		
\circ		380,	,000 1	1	1	4	1		5		1		
特定	定親族特別控除	の額	社会保険料等の	金額	生	命保険料の	空除額	地震保	険料の控除額	住宅借入金	金等特別	控除(の
内		円		円			円		Р	9			
			90	09,846		1	20,000		50,000)		19,6	30
1	普E												
生命保険料 の金額のP 訳	料 新生命保険	180,000	旧生命保険 料の金額	100,0		ト護医療保 食料の金額	90,000	所 新個人年 () 保険料の会		円 旧個人年金 保険料の金 額	,	80,0	00
の金額の 訳 住宅借入 等特別控	料 新生命保険 料 の金額 住宅借入金等 特別控除適用素	180,000	料の金額 居住開始年 月日(1回目)	100,0		幹の金額 日	住宅借入金等 別控除区分(1回	() 保険料の金	全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(1回 目)	(保険料の金額	,		
の金額のF 訳 住宅借入	料 新生命保険 料 の金額 住宅借入金等 特別控除適用素	180,000 2	料の金額 居住開始年	年		食料の金額 10 特	住宅借入金等	(1) 保険料の会 (主性 /作	金額 360,000 住宅借入金等 年末残高(1回 目) 住宅借入金等	(保険料の金額	11,5		00
の金額のP 訳 住宅借入 等特別控 の額の内記	料 新生命保険 料 の金額 住宅借入金等 特別控除適用 型 住宅借入金等 特別控除可能額 (フリガナ)	180,000 2 205,000 トミヤマ	料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ	23 4 26	000	食料の金額 10 特 20 特	住宅借入金等 別控除区分(1回 住宅借入金等	(1) 保険料の金 (主) 住 (生) 増(集 (国) 国民年金保険	金額 360,000 住宅借入金等 年末残高(1回 目) 住宅借入金等 年末残高(2回 目)	(保険料の金額(国長期損害	11,5	500,0	00
の金額の に 住宅借入 に に に に に に に に に に に に に	料 新生命保険 料の金額 住宅借入金等 特別控除適用車 住宅借入金等 特別控除適用車 (フリガナ)	180,000 2 第 205,000 ドキマ 富山	料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ 花子	23 年 26 一区分	000	食料の金額 10 特 20 特	住宅借入金等 別控除区分(1回 住宅借入金等 別控除区分(2回	(1) 保険料の会 (主) 住 (生) は自(集 (事料等の金額)	全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(1回 目) 住宅借入金等 年末残高(2回 日)	の 保険料の金額 額 旧長期損害 保険料の金額	11,5	500,0	00
の金額の 記 住宅借入。 等特別控制 の額の内間 (源泉・特別)	料 新生命保険	180,000 2 205,000 トミヤマ 富山 200	料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ 花子	23 26 - 区 分	000	食料の金額 10 特 20 特 者の 所得	住宅借入金等 別控除区分(1回 住宅借入金等 別控除区分(2回	(1) 保険料の会 (2) 保険料の会 (3) (4) (4) (4) (5) (4) (6) (4) (7) (4) (7) (4) (7) (4) (8) (4) (8) (4) (8) (4) (8) (4) (8) (4) (8) (4) (8) (4) (8) (4) (8) (4) (8) (4) (8) (4) (8) (4) (9) (4) (10) (4) (11) (4) (12) (4) (13) (4) (14) (4) (15) (4) (16) (4) (17) (4) (18) (4) (19) (4) (10) (4) (10) (4) (10) (4) (10) (4) (11) (4) (12) (4) (13) (4) (14) (4) (15) (4)	全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(1回 日) 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 保険料の金額 日 日 長期損害 保険料の金額 同 所得金額 調整控除額	11,5 9,0	500,0	00
の金額の に 住宅借入 に に に に に に に に に に に に に	料 新生命保険 料の金額 住宅借入金等 特別控除適用車 住宅借入金等 特別控除適用車 (フリガナ)	180,000 2 2 所 205,000 ドネママ 富山 2000	料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ 花子	23 年 26 一区分	000	食料の金額 10 特 20 特	住宅借入金等 別控除区分(1回 住宅借入金等 別控除区分(2回	(1) 保険料の会 (主) 住 (生) は自(集 (事料等の金額)	を額 360,000 住宅借入金等 年末残高(1回 目) 住宅借入金等 年末残高(2回 日) 日) 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 保険料の金額 日 日 長期損害 保険料の金額 同 所得金額 調整控除額	11,5 9,0	500,0	0(0
の金額の 原配 住宅借入 等特別控 の額の内 (源泉・特 控除対象 配偶者	科内 新生命保険 半額 企会 報 金金	180,000 2 2 205,000 ドキマ 富山 200 ドキマ 富山	料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ 花子 00000000 イチロウ	23 年 26 一 医 分 00	000	10	住宅借入金等 別控除区分(1回 住宅借入金等 別控除区分(2回	(1) 保険料の会 (主) 住 (生) 増(集 (生) 増(集) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(1回 事) 住宅借入金等 年末残高(2回 事) 「「「「「「」」」」「「「」」」「「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「	日長期損害 保険料の金額 日長期損害 保険料の金額 所得金額 調整控除額 区 分	11,5 9,0 9,0 6人目以降 養親族	500,(000,000,000,000,000,000,000,000,000	0(0
の金額の 配 住等特別を (源泉・特 接除対象 配偶者	科内 新生命保験 半	180,000 2 2 月 205,000 ドキマ 富山 200 ドキマ 富山 300 トミヤマ	料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ 花子 0000000 イチロウ 一郎 0000000 ジロウ	23 年 26 一 医 分 00	000	10 10 10 10 10 10 10 10	住宅借入金等 別控除区分(1回 住宅借入金等 別控除区分(2回	(1) 保険料の3 (主) 住 (生) 増(集 (本) 国民年金保険 (本) 基礎控除の8 (本) 「本) 「本) 「本) 「本) 「本) 「本) 「本) 「本) 「本) 「	全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(2回 手) 住宅借入金等 年末残高(2回 手) インルコ 春子 000000000 ナツコ	中 保険料の金額 日長期損害額 所得金額調整控除額 区 分 5	11,5 9,0	500,()00,() aの控除 aの個人者	0(0)
の金額の 配額の 住等物額の での額を での額を での額を での額を での額を での額を での額を での数を での数を での数を でいる。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	料内 新生命保験 半角	180,000 2 2 所 205,000 ドキャマ 富山 300 トミヤマ 富山 300 トミヤマ	料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ 花子 0000000 イチロウ 一郎 00000000 ジロウ 次郎	23 年 26 分 00 一 医 分	000	10	住宅借入金等 明浄師区分(1回 住宅借入金等 例持除区分(2回	(1) 保険料の(1) 保険料の(1) 住	全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(2回 事) 住宅借入金等 年末残高(2回 事) インルコ 春子 0000000000000000000000000000000000	(保険料の金額 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日本) (11,5 9,0 9,0 6人目以降 養親族 (1) 2111111 (2)	500,()00,()00,()11111	0(0(0)
の金額のF 住等の額 (源 別 株 2 と 特別の 1 と 2 と 1 と 2 と 1 と 2 と 1 と 2 と 1 と 2 と 2	料内 新生命保験 半	180,000 2 2 所 205,000 ドネヤマ 富山 2000 ドネヤマ 富山 3000 トミヤマ 富山 4000	料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ 花子 0000000 イチロウ 一郎 0000000 ジロウ	23 26 医 分 00 医 分 00 医 分 00 00 E 分 00 00 00 00 00 00 00 00 00	9000 り	10 10 10 10 10 10 10 10	住宅借入金等即跨廊区分(1回 住宅借入金等例持廊区分(2回	(1) 保険料の(1) 保険料の(1) 住	全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(1回 目) 住宅借入金等 年末残高(2回 日) で で で で で で で で で で で で で	(保険料の金額 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日本) (11,5 9,0 9,0 9,0 9,0 9,0 9,0 111111 (2) 111111 (2)	が 000,0 000,0 000,0 000 111111111111	O(O() 対解 11
の金 の金 観訳 (源) を報訳 (源) を配置 (源) を配置 (源) を配置 を特別の ・特 象 ・特 象 ・特 象 ・ ・ ・ を配置 ・ を記述 ・ を記述 ・ を記述 ・ を記述 ・ の の の の の の の の の の の の の	新生命保保険 名	180,000 2 2 所 205,000 ドキマ 富山 300 ドミヤマ 富山 400 ドミヤマ	料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ 花子 00000000 イチロウ 一郎 00000000 ジロウ 次郎 00000000	23 年 26 分 00 一 医 分	9000 り 1	10	住宅借入金等即跨廊区分(1回 住宅借入金等例持廊区分(2回	(1) 保険料の(1) 保険料の(1) 住	全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(1回 事) 住宅借入金等 年末残高(2回 事) インルコ 春子 000000000 ナツコ 夏子 000000000 アキコ	(保険料の金額 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日表別日本額 (日表別日本額 (日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	11,5 9,0 9,0 6人目以降 養親族 (1) 2111111 (2)	7000,0000,0000,0000,0000,0000,0000,000	00000000000000000000000000000000000000
の金額のF 住等の額 (源 泉州)対象 住場期の 特 象 1 1 2 3 3	新生命保保 新生命料金額 会 神別の企作入事 (フリガナ) 氏 (フリガナ) 氏 (フリガナ) 氏 (カガナ) 氏 (カガナ)	180,000 2 2 所 205,000 ドネヤマ 富山 300 ドネヤマ 富山 400 ドネヤマ 富山 500	料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ 花子 00000000 イチロウ 一郎 00000000 サブロウ 三郎 00000000	23 年 26 分 00 一 区 分 00 00 区 分	0000 ド 1 8 配合計 1 6歳未満の扶養親	10	住宅借入金等即將除区分(1回 住宅借入金等例持除区分(2回 ((1) 保険料の(1) 保険料の(1) 住	全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(1回 事) 住宅借入金等 年末残高(2回 事) 日	(保険料の金額 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日表別日本額 (日表別日本額 (日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	11,5 9,0 9,0 6人目以降 类親族 (1) 2111111 (2) 6人目以降	7000,0000,0000,0000,0000,0000,0000,000	0(0)
の金 の金 観訳 住等の額 (源 発配 性別別のは、 特別のは、 特別のは、 特別のは、 を配置 性除対象扶養親族等 と特別のは、 ないのでは、 はいのでは、 ないのでは、 はいのでは、 ないのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、	新生命保保 新生命料金額金輪 の電間へ連加 を制力を を引力を を を を を を を を を を を を を を	180,000 2 2 所 205,000 トミヤマ 富山 300 トミヤマ 富山 400 トミヤマ 富山 500 トミヤマ	料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ 花子 00000000 イチロウ 一郎 00000000 サブロウ 三郎 00000000 シロウ	23 年 26 分 00 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	9000 り	10	住宅借入金等即將除区分(1回 住宅借入金等例持除区分(2回 ((1) 保険料の(1) 保険料の(1) 住	全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(1回 事) 住宅借入金等 年末残高(2回 事) 日	(保険料の金額 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日本) (11,5 9,0 11,5 9,0 11,5 9,0 11,11111111(2) 11,1111111(2) 11,11111111(2) 11,11111111(3)	500,0000,0000,000000000000000000000000	00000000000000000000000000000000000000
の金額のF 住等の額 (源 泉州)対象 住場期の 特 象 1 1 2 3 3	新生命保保 新生命料金額 会 神別の企作入事 (フリガナ) 氏 (フリガナ) 氏 (フリガナ) 氏 (カガナ) 氏 (カガナ)	180,000 18	料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ 花子 00000000 イチロウ 一郎 00000000 サブロウ 三郎 00000000 ・シロウ 四郎	23 年 26 分 00 日 日本 分 00 日 日本 分 00 日 日本 分 り 00 日 日本 分 り 00 日 日本 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	0000 ド 1 8 配合計 1 6歳未満の扶養親	10	住宅借入金等 伊持師区分(1回 住宅借入金等 伊持師区分(2回 「	(日) 保険料の(日) 住 (中	全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(1回 手) 住宅借入金等 年末残高(2回 目) 日) 日) 日) 日) 日) 日) 日) 日)	保険料の金額 保険料の金額 保険料の金額 保険料の金額 所得金額 所得金額 区 分 区 公 公 区 公 区 公 区 公 区	11,5 9,0 9,0 111,11 2) 111111 2)	500,0000,0000,000000000000000000000000	00000000000000000000000000000000000000
の金 住等の (源) 控配 性除対象扶養親族等 本郷の (源) 特 象者 1 2 3 4	新生命料金 新生命料金 の電性の を を を を を を を を を を を を を	180,000 2 2 所 205,000 トミヤマ 富山 300 トミヤマ 富山 400 トミヤマ 富山 500 トミヤマ 富山 600 ペラママ 富山	料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ 花子 00000000 イチロウ 一郎 00000000 サブロウ 三郎 00000000 シロウ 四郎 00000000	23 年 26 日 26 日 26 日 26 日 27 日 27 日 27 日 28 日 29 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20	9000 り	10	住宅借入金等別特施区分(1回 住宅借入金等別特施区分(2回 ((1) 保険料の(2) 保険料の(2) 保険料の(3) は (4)	全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(2回 事) 住宅借入金等 年末残高(2回 事) 中 インルコ 春子 000000000 アキコ 秋子 000000000 アキコ 大子 0000000000 アキコ 大子 0000000000 アキコ 大子	保険料の金額 保険料の金額 保険料の金額 保険料の金額 保険料の金額 所得金額 国整控除額 区 分 区 分 区 分 区 分 区 分 区 分 区 分 区 分 区 分 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	11,5 9,0 9,0 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	500,0000,0000,000000000000000000000000	00000000000000000000000000000000000000
の金 (源	新生命料金 新生命料金 の電性の を を を を を を を を を を を を を	180,000 18	料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ 花子 00000000 イチロウ 一郎 00000000 サブロウ 三郎 00000000 シロウ 四郎 00000000	23 26 26 26 分 00 00 00 00 00 00 00 00 00	9000 り	10	住宅借入金等即時解区分(1回 住宅借入金等別持解区分(2回 ((1) 保険料の(1) 保険料の(1) 保険料の(1) 増 (集 増 (集	全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(1回 事) 住宅借入金等 年末残高(2回 事) 位 (中では、1000000000000000000000000000000000000	保険料の金 間長期損害 保険料の金額 所得金額 区分 5 区分 5 5 6 6 7 7 8 8 9 10 11 12 12 13 14 15 16 17 18 18 19 10 10 10 10 10 11 12 13 14 15 16 17 18 18 19 10	11,5 9,0 9,0 9,0 1111111 12) 1111111 12) 1111111 12) 1111111 11111111	500,0 000,0 000,0 000,0 11111 11111 11111 11111 11111 11111 1111	000 000 対象号 11 11 11 11 11 11
の金 住等の額 (源 控配	新生命料金 (フリ氏 番 ザナ) (カリ 名 番 サ) (カリ 名 番 サ)	180,000 2 2 所 205,000 トミヤマ 富山 300 トミヤマ 富山 400 トミヤマ 富山 500 トミヤマ 富山 600 ペラママ 富山	料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ 花子 00000000 イチロウ 一郎 00000000 ジロウ 次郎 00000000 サブロウ 三郎 000000000 シロウ 四郎 00000000000000000000000000000000000	23 年 26 日 26 日 26 日 26 日 26 日 27 日 27 日 28 日 29 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20	9000 り	10	住宅借入金等即時解区分(1回 住宅借入金等別持解区分(2回 ((1) 保険料の(2) 保険料の(2) 保険料の(3) は (4)	全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(2回 事) 住宅借入金等 年末残高(2回 事) 中 インルコ 春子 000000000 アキコ 秋子 000000000 アキコ 大子 0000000000 アキコ 大子 0000000000 アキコ 大子	保険料の金 間長期損害 保険料の金額 所得金額 区分 5 区分 5 5 6 6 7 7 8 8 9 10 11 12 12 13 14 15 16 17 18 18 19 10 10 10 10 10 11 12 13 14 15 16 17 18 18 19 10	11,5 9,0 9,0 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	500,0000,0000,000000000000000000000000	00000000000000000000000000000000000000
の金 住等の額 (源 整配 性別別の、特別、集別別な者 作別別の、特別、集別別な者 1 2 3 4	特別 (フリカ名 金除訳 (大学) (大学) (大学) <t< td=""><td> 180,000 18</td><td>料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ 花子 00000000 ジロウ 次郎 00000000 サブロウ 三郎 00000000 ウンロウ 四郎 0000000000000000000000000000000000</td><td>年 23 26 26 26 26 26 26 27 27</td><td>9000 り</td><td> 10</td><td>住宅借入金等即時解区分(1回 住宅借入金等別持解区分(2回 (</td><td>(1) 保険料の(1) 保険料の(1) 保険料の(1) 増 (集 増 (集</td><td>全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(2回 宇) 年末残高(2回 市 (2回 中 (2u) 中 (2</td><td>(保険料の金 (保険料の金 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日本) <</td><td>11,5 9,0 9,0 9,0 1111111 12) 1111111 12) 1111111 12) 1111111 11111111</td><td>500,0 000,0 000,0 000,0 11111 11111 11111 11111 11111 11111 1111</td><td>00000000000000000000000000000000000000</td></t<>	180,000 18	料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ 花子 00000000 ジロウ 次郎 00000000 サブロウ 三郎 00000000 ウンロウ 四郎 0000000000000000000000000000000000	年 23 26 26 26 26 26 26 27 27	9000 り	10	住宅借入金等即時解区分(1回 住宅借入金等別持解区分(2回 ((1) 保険料の(1) 保険料の(1) 保険料の(1) 増 (集 増 (集	全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(2回 宇) 年末残高(2回 市 (2回 中 (2u) 中 (2	(保険料の金 (保険料の金 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日本) <	11,5 9,0 9,0 9,0 1111111 12) 1111111 12) 1111111 12) 1111111 11111111	500,0 000,0 000,0 000,0 11111 11111 11111 11111 11111 11111 1111	00000000000000000000000000000000000000
の金 住等の (源) 控配 控除対象扶養親族等 未成 年者	新生命料金 新生命料金 の名間へ を制度 を制度 を制度 を制度 を制度 を制度 を制度 を制度	180,000 18	料の金額 居住開始年月日(1回目) 月日(2回目) ハナコ 花子 00000000 ジロウ 次郎 00000000 サブロウ 三郎 00000000 シロウ 四郎 00000000 章書者 その他 場	23 年 26 日 26 日 26 日 26 日 26 日 27 日 27 日 28 日 29 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20	9000 り 1 8 配合 1 1 6 歳未満の扶養親族 4	10	住宅借入金等四州控納区分(1回 住宅借入金等円 付款 住宅借入金等円 付款 による はまま はまま はまま はまま はまま はまま はまま はまま はまま はま	(1) 保険料のの (1) 保険料のの (1) 増(集 増(集 (2) 増(集 (3) 基礎控除のの (3) ドヤマ 富山 第 (4) 第0000 (5) ヤマ 富山 第 (5) ママ 富山 第 (6) 第 (7) 11111 職 月 日 12 31	全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(2回 宇) 年末残高(2回 市 (2回 中 (2u) 中 (2	(保険料の金 (保険料の金 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日本) <	11,5 9,0 9,0 11,5 9,0 11,5 1	500,000,000,000,000,000,000,000,000,000	00000000000000000000000000000000000000
の金 住等の額 (源 整配 控除対象扶養親族等 ** 成 年 者 を	新生命料金 (カリカー) (カリカー) (カリカカー) (カリカー) (カリカー) (カリカー) (カリカー) (カリカー) (カリカー) (カリカー) (カリカー) (カリカカー) (カリカー) (カリカー	180,000 18	料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ 花子 00000000 グロウ 次郎 00000000 サブロウ 三郎 00000000 サブロウ 四郎 00000000 ※ 本 4567890	23 年 26 日 26 日 26 日 26 日 26 日 27 日 27 日 28 日 28 日 29 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20	9000 り 1 8 配合 1 1 6 歳未満の扶養親族 4	10	住宅借入金等四州控納区分(1回 住宅借入金等円 付款 住宅借入金等円 付款 による はまま はまま はまま はまま はまま はまま はまま はまま はまま はま	(1) 保険料のの (1) 保険料のの (1) 増(集 増(集 (2) 増(集 (3) 基礎控除のの (3) ドヤマ 富山 第 (4) 第0000 (5) ヤマ 富山 第 (5) ママ 富山 第 (6) 第 (7) 11111 職 月 日 12 31	全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(2回 宇) 年末残高(2回 市 (2回 中 (2u) 中 (2	(保険料の金 (保険料の金 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日本) <	11,5 9,0 9,0 11,5 9,0 11,5 1	500,000,000,000,000,000,000,000,000,000	00000000000000000000000000000000000000
の金 住等の (源) 控配 控除対象扶養親族等 未成 年者	新生命料金 新生命料金 の名間へ を制度 を制度 を制度 を制度 を制度 を制度 を制度 を制度	180,000 18	料の金額 居住開始年 月日(1回目) 居住開始年 月日(2回目) ハナコ 花子 00000000 グロウ 次郎 00000000 サブロウ 三郎 00000000 サブロウ 四郎 00000000 ※ 本 4567890	23 年 26 日 26 日 26 日 26 日 26 日 27 日 27 日 28 日 28 日 29 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20 日 20	9000 り 1 8 配合 1 1 6 歳未満の扶養親族 4	10	住宅借入金等四州控納区分(1回 住宅借入金等円 付款 住宅借入金等円 付款 による はまま はまま はまま はまま はまま はまま はまま はまま はまま はま	(1) 保険料のの (1) 保険料のの (1) 増(集 増(集 (2) 増(集 (3) 基礎控除のの (3) ドヤマ 富山 第 (4) 第0000 (5) ヤマ 富山 第 (5) ママ 富山 第 (6) 第 (7) 11111 職 月 日 12 31	全額 360,000 住宅借入金等 年末残高(2回 宇) 年末残高(2回 市 (2回 中 (2u) 中 (2	(保険料の金 (保険料の金 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日長期損害 (日本) <	11,5 9,0 9,0 11,5 9,0 11,5 1	500,000,000,000,000,000,000,000,000,000	00000000000000000000000000000000000000

(2) 特別徴収税額決定通知書等の送付

個人住民税特別徴収の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月です。市町村は提出された給与支払報告書とその他資料を基に税額を計算し、毎年5月末日までに下記の書類を事業者(給与支払者)に送付します。

① 特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)

特別徴収義務者である事業者(給与支払者)の納入すべき特別徴収税額の月別合計金額が記載してあります。

従業員(納税義務者)の特別徴収税額の明細を記載していますので、7年間大切に保管して ください。

(地方税法第 17 条の 5 第 7 項により、最大 7 年間遡及して賦課決定する可能性があります。)

② 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)

従業員(納税義務者)に個人住民税の特別徴収税額を通知するためのものです。個人のプライバシーに関わるものですので、その取扱いに際しては、細心の注意を払うようご留意ください。

★ 特別徴収税額の本人への通知

事業者に送付された「特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」を 5 月 31 日までに 個々の従業員に交付してください。

- ③ 納入書(月毎に1枚、計12枚)※市町村により枚数が異なります。
- ④ 特別徴収関係書類 ※市町村により名称は異なります。

(3) 納期と納入方法

特別徴収した個人住民税の納期限は、月割額を徴収した月の翌月 10 日です。

(この日が土・日曜日、又は祝日の場合は、その次の平日となります。)

ただし、<u>従業員が常時 10 人未満の事業所</u>の場合は、市町村に申請して承認を受けることにより、 年 12 回の納期を年 2 回にする「納期の特例」制度を利用できます(9ページに別記)。

納入は、従業員の給与から「特別徴収税額の決定通知書」に記載の税額を引き去り、市町村ごと にとりまとめ、市町村から送付される納入書で行います。所得税と違い、税額の計算をする手間はかかり ません。

※ 給与を支払った月と引き去りする月は同一です。例えば、6 月に支払った給与から引き去りする 月割額が6月分です。それを翌月10日までに納入してください。

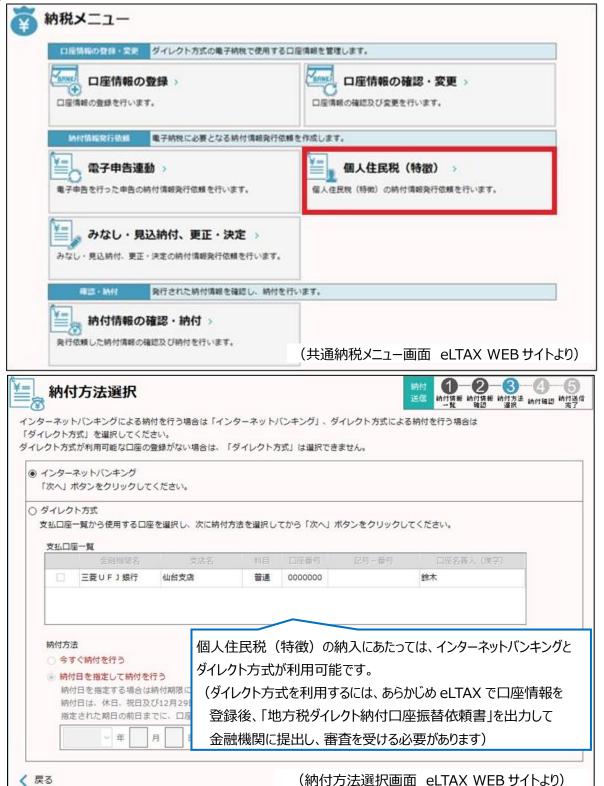
(4) 税額の変更通知

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により通知済 みの特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額の変更通知書」が送付されますので、通 知された変更月から徴収金額を変更してください。

(5) eLTAX ホームページからの電子納税について

eLTAX ホームページを通じ、全ての地方公共団体へ一括して電子納税することができます(インターネットバンキングまたはダイレクト方式)。

手続等の詳細については、eLTAX ホームページの特設ページ(https://www.eltax.lta.go.jp/k youtsuunouzei/)にてご確認ください。



★納期の特例(年2回納入) ··· 7ページ(3)納期と納入方法 別記

従業員(給与の支払を受ける者)が常時 10 人未満の事業所は、申請して市町村長の承認を 受けることにより、毎月の納入から年 2 回の納入に変更することができます。

承認を受けた場合は、個人住民税の特別徴収分の6月から11月までの分を12月10日までに、 12月から翌年5月までの分を6月10日までに納入することになります。

なお、納入の際には、11月分と5月分の納入書を使って納入してください。

- ※ この特例は納期に関する特例ですので、従業員の方の給与からは毎月引き去りしてください。
- ※ 当該市町村の徴収金の滞納があり、納入に支障が生じるおそれがある場合は、申請が認められないことがあります。
- ※ 承認後、給与の支払を受ける者が常時 10 人未満でなくなった場合には、遅滞なくその旨及び必要な事項を記載した届出書を市町村長に提出しなければなりません。
- ※ 原則として、申請をされる月以降分の税額を対象として随時受付を行います。

● 納期の特例に関する申請書記載例

יכסניאני וויי							2額の			りの	特	例に	こ関	目す	る	申詞	清書							
令和X年6月15日	法人番号又 個人番号		2	3	4	5	6 7	7 8		9	0	1	2	3		_			別徴収義				1 2 3	4 5
	住 所在地	ŕ i	〒 999-4567 富山県○○市○○○1-2-3										担当	所	属	給与担当								
○○市長 あて	フリガナ 氏 名 (名 称)	,												者連絡先	氏	名	□□ 花子							
	代表者 <i>0</i> 職氏名		代表耶	締役	Δ	Δ	太郎											元	電話	番号	1234	-50	6-789	
○○市市税条例第○(○条の規定に	より特別	別徴収	税額の	納期	の特	対のにつ	いて	の挿	承認を	き申請	青しま	きす。											
特例の適用を受けよう	とする税額	申請の	日前6				Σ	区 分		X	年	1月	Х	年	2月]	X 年 3	月	X 年	4月	X 年 5	月	X 年	6月
	P	月間のの給与		사다 그	の支		人	数				5			5			5		5		5		5
560,000		を受け	けた者の		けた	者	給与の)金額	į	1, 200, 000		1,	, 200	,000	1	1, 200, 000		1, 300,	, 000	1,300,0	00	1,300), 000	
		の給与	、員及び各月)給与の支払						用	人	数		Α			^		人		٨		人		
(令和X年 7月分	から)	額	į	L	た者		給与の	つ金額	, III			田			P.	9		m		Ħ		円		P
いて著しい納入の においてそれが ^を	(1) 現に市税の滞納があり、また最近において著しい納入の遅延事実がある場合においてそれがやむをえない理由によるものであるときは、その理由の詳細																							
(2) 申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合は、その年月日																					年	月	且	
(3) その他																								
【提出先・問い合わせ名	눈】 〒99	99-***	富山	県OC	市*	* *	***	*	C)O#	7役月	fĦ	7民稅	治課	個人	.市民	税担当	i 1	TEL **	**-**	-***			

※ 市町村によって、様式が一部異なります。

4 随時の手続き (納税義務者に異動があった場合の手続き等)

(1) 退職者・休職者の徴収方法

○ 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替となって納税義務者本人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者(従業員)の申出又は了承を得て、退職時に支払う給与又は退職手当等から一括徴収(※)することもできます。

※ 一括徴収とは、退職者等の未徴収税額の全部を最後の給与、退職手当等から引き去りして納入する方法です。

(【給与所得者異動届出書の記載例(退職による一括徴収の場合)】は次ページを参照)

○ 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

地方税法第 321 条の5第2項により、本人の申出がなくても、特別徴収できなくなる税額は5月 31 日までの間に支払う給与又は退職手当等から一括徴収することになっています。 (一括徴収すべき 金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。)

※ 5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

(2) 給与所得者異動届出書の提出

退職、休職等により給与の支払を受けなくなった方がいる場合は、必ず、その事由が発生した日の属する月の翌月 10 日までに市町村に給与所得者異動届出書を提出してください。

異動届の提出が遅れると、退職者、休職者などの税額が特別徴収義務者(事業者)の滞納額となったり、税額変更や普通徴収への切替え処理が遅れる結果、納税義務者に対して一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまうおそれがありますので期限を厳守してください。

また、「(1) 退職者・休職者の徴収方法」のとおり、徴収方法が切替わることを納税義務者(退職・休職される従業員)に伝えてください。

なお、給与所得者異動届出書の記載方法は、各市町村にお問合せください。

○ 転勤・転職の場合

転勤・転職により、新しい事業者(給与支払者)にて、引き続き特別徴収をする場合は、新しい事業者(給与支払者)を経由して、市町村に給与所得者異動届出書を提出してください。

給与所得者異動届出書の記載例(退職による一括徴収の場合) 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 + 特別徴収 年 度 3. 両年度 1. 現年度 2. 新年度 . 号様 特別徴収義務者 指 定 番 号 **〒999**−4567 12345 所 在 地 富山県○○市○○○1-2-3 宛 名 番号 1000 給与支払 式 ○○ 市町村長殿 (カ) サンカクサンカクショウジ 所 属 総務部経理係 角 (株) △△商事 氏 名 花子 払者 氏名又は名称 **令和×**年 ×月 ×日提出 当 絡 紙 1234-56-7890 H 個人番号 者先 電話 内線 (1234) 又は法人番号 本産業規格 トミヤマ ジロウ 次郎 名 富山 異動後の未徴収 (1) (ウ) 動 動 エ の事由 特別徴収税額 昭和50年12月12日 未徴収税額 (ア) - (イ 徴収済額 年月日 税額の徴収方法 (年税額) Α 個人番号 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 4 所 受給者番号 月か 月か 6 11 令和× 年 2 1 1 特別徵収継 得 第十 続 10 5 2 現在の住 〇〇市××4-5-6 月ま 月ま 11 月 括 徴 収 者 所 . 3 条 普通 徴収 (関係) 120,000 50,000 _[1] 70,000 20 日 (本人納付) 住 所 特別徴収継続の場合 新しい勤務先へは、月割額 円を 特別徵収義務者 新規 法 人 番 号 月分(翌月10日納入期限分)から 所 担 所 在 地 属 徴収し、納入するよう連絡済みです。 当 勤務務 氏 者 フリガナ 連 受給者番号 名 絡 電 納入書の要否 ^{右から} ^{番号を} 1. 必要 2. 不要 ^{配入} 氏名又は名称 先 話 内線 (

2	. 一括徴収の場合	左記の一括徴収した税額は、							
理	1. 異動が令和×年12月31日までで、一括徴収の申出が あったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	11 月分(翌月10日納入期限					
由	もから 9 思動が合和 V + 1 年 1 日 1 日 1 内 1 降で 株別衡 巾 の継続								
	耐力 の の の の の の の の の の の の の	11 月 20 日	70,000 円	で納入します。					
_	Ale Nove Add also as LEG A		T _{ar} I						
3	3. 普通徴収の場合 ※								

3	. 普通	徴収	の場合	*	
		1.	異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	市町	
理		2.	令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額	村卸	
由	右から 番号を		(ウ) 以下であるため	記入	
	記入	3.	死亡による退職であるため	欄	i

※ 市町村によって、様式が一部異なります。

(3) 事業者(給与支払者)の所在地などが変更になった場合

事業者(給与支払者)の所在地・名称又は電話番号等に変更があった場合や、事業所の合併等があった場合は、従業員(納税義務者)の住所地の市町村へ速やかに「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書(市町村により、名称等が異なる場合があります。)」を提出してください。

なお、合併の場合には、給与所得者異動届出書の提出が必要となる場合があります。

(4) 特別徴収への切替申請について

就職や休職からの職場復帰などによる特別徴収への切替の場合は、「特別徴収への切替申請書 (市町村により名称が異なる場合があります。) |を提出してください。

ただし、申請時点で普通徴収の納期限が過ぎているものは、特別徴収への切替はできません。 (【特別徴収切替申請書の記載例】は次ページを参照)

特別徴収切替申請書の記載例

特別徴収切替申請書

	送または窓口にてこ りない場合は、コピー			,	特別	」 俄 収 1	切 昚	中詴	틐				
		給	マナル	= 999	〒 999−4567					人 番 号	1234567890123		
行7	和×年 ×月 ×日	与 別	所在地	富山県	<u> </u>	市〇〇〇1	-2-	3		徴収義務者 定 番 号	12345 (新規;		
		支 収	フリガナ	(カ) サンカ	(カ) サンカクサンカクショウジ					係	総務部経理係		
C	○市長 あて	義 払 務 者	名 称	(株)	△△菔	寄			当者連	氏名	□□ 花子		
		者	代表者の 職氏名	代表	代表取締役 △△ 太郎				絡先	電 話	1234-56-7890 内線(1234)		
給	次の納税者の普	通徴収分に	ついて	8	月分	(9月10日納期限	艮)より特別	徴収します。 なお	、普通	通徴収分の	1 期分まで納付済です。		
'	フリガナ	タテヤマ ミ	ツオ					ala Sala arro I	C				
与	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □)	申請理由 (該当する数字にO をっけてください)	2		られている。 分子の一分の一分の一分の一分の一分の一分の一分の一分の一分の一分の一分の一分の一分の				
所	生年月日		明・大 ・(昭・平	61年	1月 1日							
得	1月1日 現在の住所	00市(〇〇町1	-1				備考					
者		××県	××市×	×1-	1-1			柔紅)ァトァ 本芸			税額連絡 月 日・ 不要		

税額通知書は、受付をした月の翌月10日頃に送付されます。この点を考慮のうえ、特別徴収の開始月をご記入ください。なお、税額通知書発送前に税額の電話連絡を必 要とされる場合は「電話による事前の税額連絡」欄の「要」に〇をつけてください。

電話による事前

の税額連絡

市使用欄

現住所

- 普通徴収の納期限を過ぎている分は、特別徴収へ切り替えることができません。未納分の税額は本人に納めていただくようご説明ください。
- 特別徴収に切替の際は、本人から普通徴収の納付書を回収していただく等、重複して納付されることのないようご注意ください。
- ・ 4月1日現在65歳以上の方は、公的年金等にかかる市民税・県民税を給与からの特別徴収へ切り替えることができません。

【提出先・問い合わせ先】 〒999-**** 富山県○○市***** ○○市役所 市民税課 個人市民税担当 TEL ****-**-****

※ 市町村によって、様式が一部異なります。

××県××市××1-1-1

退職所得に係る個人住民税の特別徴収 (5)

退職所得に係る個人住民税については、毎月給与から引き去りしている住民税(月割額)と区分 して、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税 額を引き去りして納入(特別徴収)することとされています。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に係る個人住民税を「分離課税に係る所得割」 といいます。

納入していただく市町村は、退職手当等の支払を受けるべき日(通常は退職日)の属する年の1月 1日現在における住所地の市町村です。

<退職所得に係る住民税額の計算方法>

同一年中に2以上の退職手当等の支払を受ける場合は、これらの合計額について算定される退職 所得の金額により計算します。

ア退職所得の金額

(ア) 退職所得の金額

(収入金額-退職所得控除額)×1/2 (※1) (1,000 円未満の端数切捨て)

(イ) 退職所得控除額の計算(※2)

- a 勤続年数が20年以下の場合40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)
- b 勤続年数が20 年を超える場合 800万円+70万円×(勤続年数-20 年)
- ※ 1 勤続年数 5 年以内の法人役員等については「1 / 2 」は適用されません。また、勤続年数 5 年以内の法人役員等以外については、退職所得控除額を控除した残額の 300 万円を超 える部分について、「1 / 2 」は適用されません。
- ※ 2 退職手当等の支払を受ける者が在職中に障害者に該当することになり退職した場合は、上記 a 又は b の金額に 100 万円を加算した金額が控除されます。

イ 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、税率 10% (市町村民税: 6%と県民税: 4%) を適用して計算します。

※ 特別徴収すべき税額に、100 円未満の端数がある場合は、それぞれの 100 円未満の端数 を切り捨てます。

ウ 納入の手続き

事業者(退職手当等の支払者)は、「市町村民税・県民税納入申告書」に必要事項を記入し、その申告書を特別徴収した月の翌月 10 日までに、それぞれの市町村長に提出し、特別徴収した税額を同日までに市役所・町村役場、指定金融機関又は収納代理金融機関にて納入書により納入してください。

エ 特別徴収票の提出

事業者(退職手当等の支払者)は、その年において支払の確定した退職手当等について、その支払を受ける人ごとに「特別徴収票」(所得税の退職所得の源泉徴収票にあたり、源泉徴収票と複写になっています。)を作成し、退職後1月以内に【受給者交付用】を退職手当等の支払を受ける者へ交付し、【市町村提出用】を市町村長へ提出します。

なお、令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当等については、すべての受給者について、退職 所得の源泉徴収票・特別徴収票を税務署と市区町村へ提出しなければなりません。

5 個人住民税の特別徴収に関するQ&A

1	「特別徴収」とはどのような制度です	個人住民税の特別徴収とは、事業者(給与支払者)が、毎月の
	か?	給与を支払う際に、所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税を
		給与から引き去り、納入していただく制度です。
2	「特別徴収」以外にどのような徴収	「特別徴収」以外の徴収方法は、「普通徴収」となります。
	方法があるのですか?	「普通徴収」は、市町村から各個人に送付される納税通知書で、
		 各個人が年4回納付する方法です。
3	アルバイト・パートの従業員を特別	パートやアルバイトであっても、給与の支払を受けている方は、すべて
	徴収しなければならない理由は何です	「給与所得者」となります。アルバイト・パートの従業員でも所得税の
	か?	源泉徴収が行われていれば、原則として特別徴収の対象となります。
4	アルバイト・パートの従業員は特別	│ │ 以下に該当するなど特別徴収を行うことが困難な場合は、普通徴
-	徴収が困難なのですが、どうすればよい	収となります。給与支払報告書提出の際に普通徴収切替理由書を
	ですか?	併せてご提出ください。
Ì		・給与が少なく税額が引けない
		・給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月ではない)
5	(例外として) 特別徴収しなくても	次のいずれかに該当する従業員については、普通徴収切替理由書
	良いのはどのような従業員ですか?	を提出いただくことにより普通徴収による方法も認められます。給与支
		 払報告書提出の際に普通徴収切替理由書を併せてご提出ください。
		①他の事業所で特別徴収を行っている
		②給与が少なく税額が引けない
		③給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月ではない)
		 ④退職者又は退職予定者 (5月末日まで)
6	(例外として) 特別徴収しなくても	以下に該当する事業者については、普通徴収による方法も認めら
	良いのはどのような事業者ですか?	れます。
		「常時2人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする事業
		者」
		※家事使用人:家事一般に従事する労働者で、お手伝いさんやべ
		ビーシッターなどをいい、事業専従者とは異なります。
7	従業員は家族だけなので特別徴収	家族に対し従業員としての給与を支払い、所得税を源泉徴収しな
	しなくていいですか?	ければならない場合は、個人住民税の特別徴収を行う義務がありま
		す。
8	従業員数の少ない事業所でも特別	従業員数の少ない事業所でも、特別徴収しなければいけません。
	徴収しなければなりませんか?毎月納	ただし、従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に対
	めるのが面倒なのですが。	し申請して承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制
		度(納期の特例)を利用できます。(地方税法第321条の5の
		2)
9	「納期の特例」を利用すれば、住民	毎月の給与からの引き去りは通常通り行っていただく必要がありま
	税の毎月の給与からの引き去りはしな	す。「納期の特例」は、特別徴収した個人住民税を半年分まとめて納
	くても良いのですか?	めることができる制度ですので、給与から引き去りをした住民税を預か
		っていただき、年2回に分けて納入してください。
10	「特別徴収」のメリットは何	従業員の方にとっては、住民税の納め忘れがなくなり、納税のために
	ですか?	金融機関や市町村などの納付場所へ出向く必要もなくなります。ま

		た、普通徴収(個人納付)では年4回払いですが、特別徴収で
		は、12か月に分割して毎月の給与から引き去りされますので、従業員
		の方の1回あたりの負担が緩和されます。
11	いきなり「特別徴収」をするようにと	特別徴収の制度は以前から地方税法等で定められており、制度が
	案内があったが、何か制度が変わりまし	変わったわけではありません。
	たか?	これまでも、機会をとらえて、文書などで特別徴収への切替えをお願
		いしてきたところであり、その対応を徹底するものです。
1 2	地方税法で定められているということ	地方税法第321条の3及び第321条の4に規定されています。
	 だが、どの規定なのですか?	
13	今まで特別徴収をしていなかったの	これまでは、特別徴収していただく必要がある場合でもそれが徹底さ
	に、なぜ今さら特別徴収をしないといけ	れておらず、個々の事情等により普通徴収での納付をお受けしており
	ないのですか?	ましたが、法令上の規定から離れた対応につきまして、全国的に是正
	10.0 5 6 5 72 1	していく動きとなっています。
14		地方税法では、所得税の源泉徴収を行っている事業者(給与支
	的はどのようなものなのですか?	払者)は従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないことと
	11/45008 2/4 000/400 5 9 77 :	されています。
		これているす。 市町村と県では、これまでも特別徴収制度の周知を図るため、事
		業者向けのチラシを作成し、ご案内してきたほか文書による協力要請
		柔有问がのデブンで1F1成の、こ案内のできたほか又音による励力安請
		限定的であるため、全市町村及び県とが協同して特別徴収の推進に
		取り組んでいます。
		平成29年度から、県内全市町村で特別徴収の完全実施(原則
		としてすべての事業者を特別徴収義務者に指定)に取り組んでいると
		ころであり、ご理解とご協力をお願いします。
15	他の自治体でも同様の取扱いにな 	全国的にも多くの自治体が特別徴収の推進に取り組んでいます。
	るのですか?	国からも、税制改正説明会などにおいて、特別徴収の推進を要請さ
		れています。
16	税金の徴収は市町村の義務ではな	個人住民税の給与所得に関する特別徴収については、所得税の
	いのですか?その義務を企業に押し付	源泉徴収義務者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させる
	けないでください。	ことが市町村に課せられている義務です。今回は、この義務を忠実に
		実施することとしたものですので、ご理解くださいますようお願いいたしま
		す。(地方税法第321条の4)
17	経理担当者の事務負担が増えるの	個人住民税の特別徴収の規定は、地方税法及び市町村の条例
	で、実施したくないのですが。	によるものなので、経理担当者の業務繁忙等を理由として特別徴収
		を行わないことは認められておりません。
		個人住民税の特別徴収の規定は、所得税の源泉徴収と同じく、
		法令により定められた事業者の義務となっておりますので、ご理解とご
		協力をお願いいたします。
		なお、所得税の源泉徴収は事業者が自ら計算し、年末調整事務を行
		 う必要がありますが、個人住民税の場合は市町村から税額が通知されま
		すので計算する必要がありません。また、年末調整も必要ありません。
18	従業員の就退職の回数が多く、事	事務が煩雑であることを理由として普通徴収とすることはできませ
	務が煩雑となるため普通徴収としてほ	6.
L	SOUND TO SEE SEED TO SEED THE PARTY OF CITY	

	UU.			
19	従業員から普通徴収にしてほしいと	給与所得者の個人住民税は地方税法で特別徴収により徴収する		
	希望が出されているのですが。			
		 定期であるなどの基準に該当する場合は普通徴収の方法によることも		
		できます。		
2 0	特別徴収を拒否したらどうなるので	地方税法第321条の5の規定により、特別徴収義務者は特別徴		
	すか?	 収税額決定通知書に記載された税額を納期限内に納入する義務が		
		 あります。したがって、特別徴収を拒否した結果、納期限を経過した場		
		 合は、税金を滞納していることとなり地方税法第331条に基づく滞納		
		 処分を行うこととなります。また、地方税法第324条第3項の規定によ		
		り、「納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を		
		納入しなかった特別徴収義務者は10年以下の懲役若しくは200万円		
		以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こととされています。		
2 1	会社の中で、富山県は特別徴収・他	特別徴収は法令に基づくものであり、全国的に法令を遵守し、特		
	県は普通徴収というように徴収方法が2	別徴収を推進する取組みが進められていることから、全社的に特別徴		
	通りになると、管理が困難になります。	収に移行してくださいますようお願いいたします。		
2 2	富山県外から通勤している従業員	富山県外の方についても原則として特別徴収をしなければなりませ		
	についてはどうしたらよいですか?	ん。他県でも特別徴収推進の取組みを行っていますので、手続きの詳		
		細については当該市区町村にお問い合わせくださるようお願いします。		
2 3	「特別徴収」により納税するためには	毎年1月末日までに従業員が1月1日時点の住所地の市町村		
	どうすればよいですか?	に給与支払報告書(総括表・個人別明細書、普通徴収切替理由		
		書等)を提出してください(地方税法第317条の6)。提出してい		
		ただいた給与支払報告書に基づき、市町村が税額の計算を行い、毎		
		年5月末日までに「特別徴収税額通知書」を送付します。この通知		
		書に従って、6月から翌年5月まで毎月の月割額を徴収して、各月		
		の翌月10日までに納入してください。		
2 4	2ヶ所以上の事業所に勤務してい	原則として、主たる給与の支払を受けている勤務先で特別徴収を		
	る従業員は、どちらから特別徴収されま	行います。		
	すか?			
2 5	所得税が発生しなければ個人住民	所得税と個人住民税では、課税の根拠となる税法が異なるため、		
	税も発生しませんか?	計算方法も異なります。所得税が発生しなくても個人住民税が発生		
		する場合もありますし、個人住民税が発生しなくても所得税が発生す		
		る場合もあります。		
2 6	給与支払報告書を提出した後、従	1月2日から5月31日までの間に退職や転勤・転職などによって		
	業員が退職、転勤・転職した場合はど	給与の支払を受けなくなった場合は、「給与支払報告にかかる給与所		
	うなりますか ?	得者異動届出書(転勤・転職の場合は、当該転勤・転職先を経由		
		して)」を異動が生じた翌月の10日までに市町村(給与支払報告		
		書を提出した市町村)にご提出ください。特別徴収義務者として指		
		定した後、従業員の異動が生じた場合も、「特別徴収にかかる給与		
		所得者異動届出書」を同様にご提出ください。		
2 7	非課税の従業員が異動した場合で	非課税の方(徴収すべき税額がゼロの方)や個人住民税を既に		
	も届出が必要になりますか?	納入済みの方についても、異動があった場合には、「特別徴収にかか		

		る給与所得者異動届出書」の提出が必要となりますので、異動があっ		
		た月の翌月10日までに異動届出書を提出してください。		
28	毎月の税額が途中で変わることはな	個人住民税は前年の所得に対して計算しますので、税額が変わる		
	いですか?	ことは原則としてありません。ただし、従業員の方が確定申告の修正申		
		告をされることにより、個人住民税が再計算され、税額が変わる場合		
		もあります。このような場合は、引き去りが済んでいない残りの月で税		
		額を調整した変更通知書をお送りしますので、それ以降は変更後の		
		額で引き去りをお願いします。		
		また、税額が大幅に減り既に引き去りがされた税額を還付する場合		
		も、変更通知書をお送りします。		
2 9	4月1日現在は在職していません	対象となる従業員について、事業者からの「特別徴収への切替申		
	でしたが、その後就職した従業員がい	請書」(市町村によって名称が異なる場合があります。)により、その		
	る場合、途中から特別徴収に切替え	旨ご連絡をいただければ、途中からでも特別徴収に切替えることができ		
	ることができますか?	ます。		
		なお、普通徴収の納期限を過ぎている分は、特別徴収へ切替える		
		<i>こ</i> とはできません。		
3 0	事業不振のため、特別徴収した個	事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預かり金であり、		
	人住民税を(運転資金に回して)納	事業資金ではありません。必ず決められた納期限内に納入してくださ		
	期限内に収められません。	い。なお、納入すべき個人住民税を納期限内に納入しなかった特別		
		徴収義務者に対しては業務上横領に類似するものとして、地方税法		
		第324条第3項において罰則規定が設けられています。(10年以		
		下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又は併科する)		
3 1	給与から引き去りをした住民税を滞	納入期限を経過して納入すると、延滞金が加算される場合があり		
	納したらどうなりますか?	ます。延滞金は特別徴収義務者(事業者)が負担するものですの		
		で、従業員から延滞金を徴収してはいけません。		
		納入いただけない場合は、特別徴収義務者に対し督促状を発送		
		し、督促状発送後10日を経過しても納入がないときは、差押えなどの		
		滞納処分を行うことになります。		
		また、事業者が滞納した場合は、特別徴収の対象となっている従		
		業員全員について、納税証明書を発行することができず、従業員にも		
		多大な迷惑がかかります。		

6 問合せ先一覧

◎特別徴収の事務手続きに関する問合せ先

(従業員の方の住所地である市町村にお問合せください)

市町村名	担当課·係	庁舎所在地	電話番号
富山市	市民税課 市民税第3係	富山市新桜町 7-38	076-443-2033
高岡市	市民税課 個人市民税第二係	高岡市広小路 7-50	0766-20-1261
魚津市	税務課 住民税係	魚津市釈迦堂 1-10-1	0765-23-1009
氷見市	税務課 住民税担当	氷見市鞍川 1060	0766-74-8043
滑川市	税務課 市民税係	滑川市寺家町 104	076-475-1265
黒部市	税務課 市民税係	黒部市三日市 1301	0765-54-2117
砺波市	税務課 市民税係	砺波市栄町 7-3	0763-33-1346
小矢部市	税務課 市民税担当	小矢部市本町 1-1	0766-67-1760 (代表)
南砺市	税務課 市民税係	南砺市荒木 1550	0763-23-2005
射水市	課税課 市民税係	射水市新開発 410-1	0766-51-6618
舟橋村	総務課	中新川郡舟橋村仏生寺 55	076-464-1121 (代表)
上市町	財務課 課税1班	中新川郡上市町法音寺 1	076-472-2374
立山町	税務課 住民税係	中新川郡立山町前沢 2440	076-462-9952
入善町	税務課 住民税係	下新川郡入善町入膳 423	0765-72-1835
朝日町	税務課 住民税係	下新川郡朝日町道下 1133	0765-83-1100 (代表)

◎特別徴収の取組みに関する問合せ先

富山県	税務課	富山市新総曲輪 1-7	076-444-3177
-----	-----	-------------	--------------

第9版 令和7年10月31日